

#### 4. 町名地番変更に伴う住所変更手続きについて

町名地番変更が行われますと、住所変更等の手続きが必要となるものがあります。詳しくは緑区の各担当課及び取扱機関にお問い合わせください。

なお、各種手続きに必要な「住所変更証明書」は、各区役所区民課、支所及び市民の窓口にて、無料で発行いたします。

##### ○ 住所変更の手続きが必要なもの

項目	費用	必要書類	期限	問い合わせ先
住民基本台帳カード (顔写真付きタイプのみ)	無料	住民基本台帳カード	いつでも可	緑区区民課 記録係 電話048-712-1144
電子証明書 (公的個人認証)	無料	住民基本台帳カード (顔写真のないタイプのカードをお持ちの方は、顔写真付きの本人確認書類が別途必要です。)	いつでも可	緑区区民課 記録係 電話048-712-1144
在留カード 特別永住者証明書	無料	在留カード 特別永住者証明書	いつでも可	緑区区民課 記録係 電話048-712-1144
身体障害者手帳 (赤い手帳) 療育手帳 (緑の手帳) 精神障害者保健福祉手帳 (青の手帳)	無料	各種手帳及び印鑑	いつでも可	緑区支援課 障害福祉係 電話048-712-1172
国民年金・厚生年金の受給者の住所	無料	年金証書あるいは基礎年金番号や年金コードのわかる通知書等	いつでも可	日本年金機構 浦和年金事務所 電話048-831-1638  緑区保険年金課 年金係 電話048-712-1184
厚生年金に加入中の方及び第3号被保険者の住所	勤務先にお問い合わせください。			
不動産登記 (登記名義人の住所の変更の登記)	無料	登記申請書、印鑑及び住所変更証明書	いつでも可  (ただし、町名地番変更の公告日の翌日から町名地番変更にかかる登記が完了するまでの間、一般の不動産に関する登記事務が停止されますので、ご了承ください。) ※電話にて確認し申請ください。	さいたま地方法務局 電話048-851-1000 (代表)
会社などの本店・支店及び役員住所変更	無料	登記申請書、会社の届出印及び住所変更証明書	本店：2週間以内 支店：3週間以内	さいたま地方法務局 電話048-851-1000 (代表)

項目	費用	必要書類	期限	問い合わせ先
運転免許証	無料	運転免許証及び住所変更証明書	変更後すみやかに	運転免許センター 電話048-543-2001（代表） 浦和東警察署 交通課 電話048-712-0110（代表）
自動車検査証	無料 （ただし、申請用紙代20円が必要です。）	自動車検査証、印鑑及び住所変更証明書	いつでも可	関東運輸局 埼玉運輸支局 電話050-5540-2026 （通話後0、2、6と押す）
軽自動車検査証	無料 （ただし、申請用紙代30円が必要です。）	自動車検査証、印鑑及び住所変更証明書	速やかに手続きをお願いします。	軽自動車検査協会 埼玉事務所 電話048-725-2626
法人の所在地変更	法人等の設立等報告書、印鑑、住所変更証明書を持参のうえ、各許認可庁にて住所変更の手続きを行ってください。			

○ 住所変更の手続が不要なもの

項目	注意事項	問い合わせ先
住民票 戸籍 印鑑登録	—	緑区区民課 記録係 電話048-712-1144
国民健康保険被保険者証 国民健康保険高齢受給者証 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	—	緑区保険年金課 国保係 電話048-712-1183
子育て支援医療費受給資格証 ひとり親家庭等医療費受給資格証 心身障害者医療費受給資格証 後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療特定疾病療養受療証 後期高齢者医療限度額適用 標準負担額減額認定証	—	緑区保険年金課 福祉医療係 電話048-712-1165
介護保険被保険者証 介護保険負担限度額認定証 など	—	緑区高齢介護課 介護保険係 電話048-712-1178
児童扶養手当証書	—	緑区支援課 児童福祉係 電話048-712-1171
特別児童扶養手当証書	—	緑区支援課 障害福祉係 電話048-712-1172
保育園、学校等への住所変更手続	なお、国立、私立の学校等については、各校の窓口にお問い合わせください。	(保育園について) 緑区支援課 児童福祉係 電話048-712-1171
国民年金第1号被保険者の住所	—	日本年金機構 浦和年金事務所 電話048-831-1638  緑区保険年金課 年金係 電話048-712-1184
薬事法に基づく届出	—	さいたま市保健所 環境薬事課 薬事係 電話048-840-2235
食品関係営業施設	営業許可書の記載内容等で不都合がある場合には、営業許可書と住所変更証明書を持参のうえ、保健所にて、申請事項変更届を提出してください。 (手数料は無料です。)	さいたま市保健所 食品衛生課 食品衛生係 電話048-840-2226

項目	注意事項	問い合わせ先
ふぐ取扱認定施設	ふぐ取扱施設認定書の記載内容等で不都合がある場合には、ふぐ取扱施設認定書と住所変更証明書を持参のうえ、保健所にて、申請事項変更届を提出してください。 (ただし、再発行手数料2,900円がかかります。)	さいたま市保健所 食品衛生課 食品衛生係 電話048-840-2226
薬事法に基づく許可	許可証の書換え交付を希望する場合は、変更届と書換え交付申請が必要です。	さいたま市保健所 環境薬事課 薬事係 電話048-840-2235
毒物及び劇物取締法に基づく登録	登録票の書換え交付を希望する場合は、変更届と書換え交付申請が必要です。	さいたま市保健所 環境薬事課 薬事係 電話048-840-2235
環境衛生関係営業施設 (理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、公衆浴場、興行場)	確認済証又は許可書の記載内容等で不都合がある場合は、確認済証又は許可書の原本、変更の事実がわかる書類を持参のうえ、変更届を提出してください。確認済証又は許可書に裏書します(手数料は無料です)。	さいたま市保健所 環境薬事課 環境衛生係 電話048-840-2227
建築物衛生法に基づく建築物登録業の登録	登録証明書の記載内容等で不都合がある場合は、登録証明書の原本、変更の事実がわかる書類を持参のうえ、変更届を提出してください。登録証明書に裏書します(手数料は無料です)。	さいたま市保健所 環境薬事課 環境衛生係 電話048-840-2227

※ 詳しくは、緑区の各担当課・取扱機関へお問い合わせください。

※ 上記以外の健康保険証、許認可証、預金通帳、クレジットカードなどをお持ちの場合は、それぞれの機関等にお問い合わせください。なお、勤務先等への連絡もお願いします。